

平成31年第1回県議会定例会

条例案等の概要

	ページ
I 主な条例案……………	1
II その他の提出予定議案……………	11

《条例案等の内訳》

区 分	平成31年度関係	平成30年度関係	計
条 例 の 制 定	1 件	—	1 件
条 例 の 廃 止	1 件	—	1 件
条 例 の 改 正	22 件	3 件	25 件
工事請負契約の締結	—	1 件	1 件
市 町 負 担 金	1 件	1 件	2 件
そ の 他	3 件	4 件	7 件
計	28 件	9 件	37 件
(参考) 予算関係	当初予算 22 件	2月補正 15 件	37 件
合 計	50 件	24 件	74 件

I 主な条例案

<平成31年度関係>

【条例の制定】

- 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(資料1参照)

歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、自転車の安全で適正な利用の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務化を柱とした条例を制定する。

[くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課長 電話 045-210-3550]

【条例の改正】

- 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(資料2参照)

一般旅券の発給申請の受理、交付等の事務を横浜市に移譲するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

- 職員定数の改正を行うもの2条例(資料3参照)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備、児童相談所の体制強化、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減等に伴い、職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

- ① 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

- ② 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

[総務局組織人材部人事企画担当課長 電話 045-285-0820]

- 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例(資料4参照)

川崎合同庁舎の老朽化等を踏まえ、川崎県税事務所を民間施設(川崎市川崎区東田町)に移転するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事企画担当課長 電話 045-285-0820]

- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(資料5参照)

民間労働法制において時間外労働の上限規制が導入されることを踏まえ、職員の時間外勤務の上限等を定めるため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務担当課長 電話 045-210-2155]

- 体育センターの再整備に関するもの2条例(資料6参照)

再整備後の県立体育センターについて、県立スポーツセンターへの名称変更等を行うとともに、消費税率の引上げに伴い県立西湘地区体育センターの利用料金の上限額を改定するなど、所要の改正を行う。

- ① 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

- ② 神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例の一部を改正する条例

① [総務局組織人材部人事企画担当課長 電話 045-285-0820]

② [スポーツ局スポーツ課長 電話 045-285-0791]

○ 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(資料7参照)

犬又は猫の多頭飼育に関する情報を早期に把握し、飼い主への支援や指導を可能とするため、多頭飼育の届出を義務づけるとともに、消費税率の引上げに伴い第一種動物取扱業登録申請手数料等の額を改定するなど、所要の改正を行う。

[健康医療局生活衛生部動物愛護担当課長 電話 045-210-4932]

資料 1

神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案の概要

1 目的

県内における自転車対歩行者の交通事故の増加や重大事故の発生、全国での自転車事故加害者への高額賠償事例などから、自転車の安全で適正な利用の促進と自転車損害賠償責任保険等（※）の加入義務化を柱とした条例を制定する。

2 内容

(1) 自転車の安全適正利用のための取組み

県、県民、自転車利用者等の責務や取組みについて規定する。

- ア 県による総合的な施策の策定・実施と県民等への情報の提供・支援
- イ 県の施策に対する県民、事業者、交通安全団体の協力
- ウ 自転車利用者による自転車安全利用の実施

(2) 交通安全教育の実施

学校、家庭等における交通安全教育について規定する。

- ア 学校における交通安全教育、指導・啓発
- イ 自転車通勤の従業員に対する自転車安全利用の教育・啓発
- ウ 幼児、児童及び高齢者へのヘルメット等の着用



(3) 自転車損害賠償責任保険等の加入義務化

自転車利用者等に自転車損害賠償責任保険等の加入を義務付けるとともに、自転車小売店や学校における加入の確認について規定する。

- ア 自転車利用者、保護者、事業者、自転車貸付業者の保険加入義務
- イ 自転車小売等業者による自転車購入者等の保険加入の確認
- ウ 学校における自転車通学者の保険加入の確認

3 施行期日

平成31年4月1日。ただし、2(3)については平成31年10月1日。

※ 自転車損害賠償責任保険等

自転車の利用に起因する事故により他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう。

（ 自転車向け保険のほか自動車、火災保険の特約（個人賠償責任保険）、PTA保険、TSマーク付帯保険などがある。）

問合せ先

くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課長 秋本 電話 045-210-3550

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

基礎自治体の権能強化と住民サービスの向上等を図るため、地方自治法に基づく事務処理の特例制度により、新たに次の事務を移譲することについて、関係市町との協議が整ったことから、条例の移譲対象事務及び対象市町を追加する。

2 内容

(1) 旅券法に基づく事務

ア 新たに移譲する事務

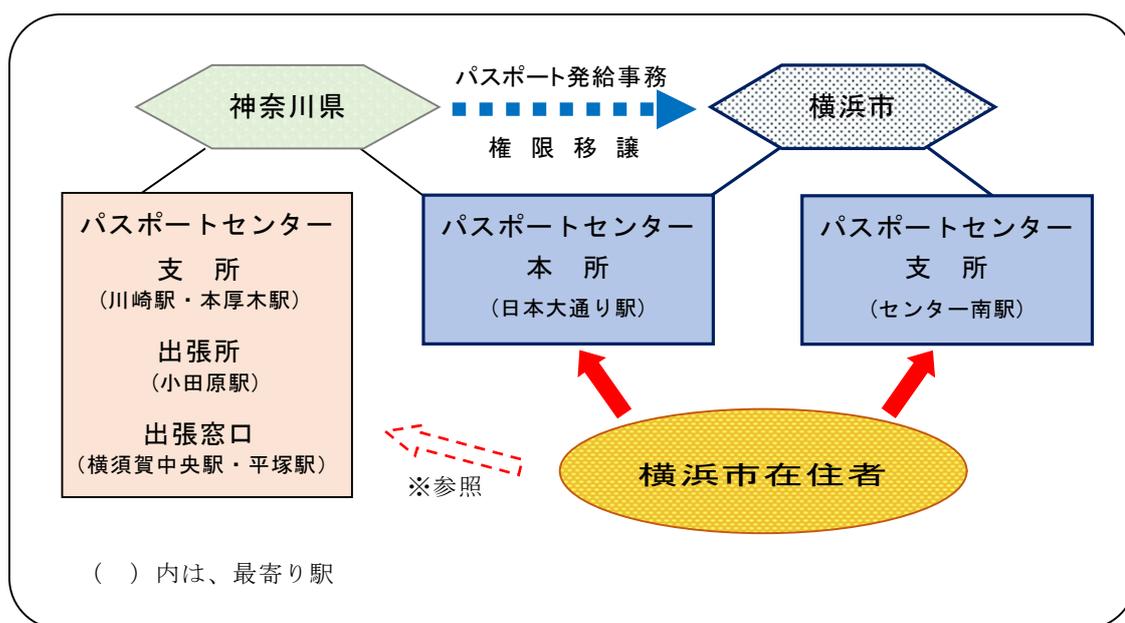
一般旅券の発給手続きに係る書類の受理・交付等の事務
(パスポート発給事務)

イ 移譲先市町村

横浜市

〔参考〕

横浜市へのパスポート発給事務の権限移譲について



- ・ 横浜市は、県からパスポート発給事務の権限移譲を受けて、市営地下鉄センター南駅構内に窓口を新設（平成31年10月31日予定）。
- ・ 県パスポートセンター本所（産業貿易センタービル2階）を県と横浜市が共同運用することにより、横浜市在住者は、従来どおり同所でパスポートの申請や受取が可能。

※ 通学・通勤等、申請者の利便性の観点から適当と認められるときは、市外にある県のパスポートセンター支所・出張所・出張窓口の利用も可能。

(2) 土地改良法に基づく事務

ア 新たに移譲する事務

土地改良区の決算関係書類の受理、土地改良区連合の設立認可等

イ 移譲先市町村

横浜市、相模原市

(3) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務

ア 新たに移譲する事務

墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可等

イ 移譲先市町村

二宮町

3 施行期日

(1) 平成31年10月31日

(2) 平成31年4月1日

(3) 平成31年10月1日

問合せ先

(事務処理の特例に関する条例について)

政策局自治振興部市町村課長

水谷 電話 045-210-3160

政策局自治振興部市町村課行政グループ

小林 電話 045-210-3175

(旅券法に基づく事務について)

国際文化観光局国際課長

兄内 電話 045-210-3740

国際文化観光局国際課調整グループ

広瀬 電話 045-210-3745

(土地改良法に基づく事務について)

環境農政局農政部農地課長

松村 電話 045-210-4460

環境農政局農政部農地課基盤整備グループ

戸川 電話 045-210-4480

(墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務について)

健康医療局生活衛生部生活衛生課長

加藤 電話 045-210-4930

健康医療局生活衛生部生活衛生課

環境衛生・海水浴場たばこ対策グループ

川口 電話 045-210-5811

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例案等の概要

1 目 的

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備、児童相談所の体制強化、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減等に伴い、「神奈川県職員定数条例」及び「市町村立学校職員定数条例」に規定する職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

2 内 容

条例名	区 分	改 正 (平成31年度) A	現 行 (平成30年度) B	差引増減 A-B	
神奈川県 職員定数 条 例	知 事	7,422 人	7,368 人	54 人	
	公 営 企 業 管 理 者	1,001	1,001	0	
	議 会	76	76	0	
	選 挙 管 理 委 員 会	5	5	0	
	監 査 委 員 会	41	41	0	
	人 事 委 員 会	33	33	0	
	教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）	772	768	4	
	教育委員会の所管に 属する学校	校 長 及 び 教 員	12,257	12,320	△ 63
		そ の 他 の 職 員	1,113	1,111	2
		小 計	13,370	13,431	△ 61
	労 働 委 員 会	21	21	0	
	神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	3	3	0	
合 計	22,744	22,747	△ 3		
市町村立 学校職員 定数条例	小 学 校	9,351	9,240	111	
	中 学 校	5,456	5,473	△ 17	
	特 別 支 援 学 校	173	172	1	
	高 等 学 校（定時制の課程を置くもの）	19	19	0	
	合 計	14,999	14,904	95	
（※参考） 神奈川県 地方警察 職員定数 条 例	警 察 官	警 視	393	393	0
		警 部	926	926	0
		警 部 補 及 び 巡 査 部 長	9,438	9,438	0
		巡 査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,946	4,946	0
		小 計	15,703	15,703	0
	警 察 官 以 外 の 職 員	1,675	1,675	0	
	合 計	17,378	17,378	0	
総 計	55,121	55,029	92		

3 施行期日

平成31年4月1日

問合せ先

総務局組織人材部人事企画担当課長 岡田 電話 045-285-0820

資料 4

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例案の概要

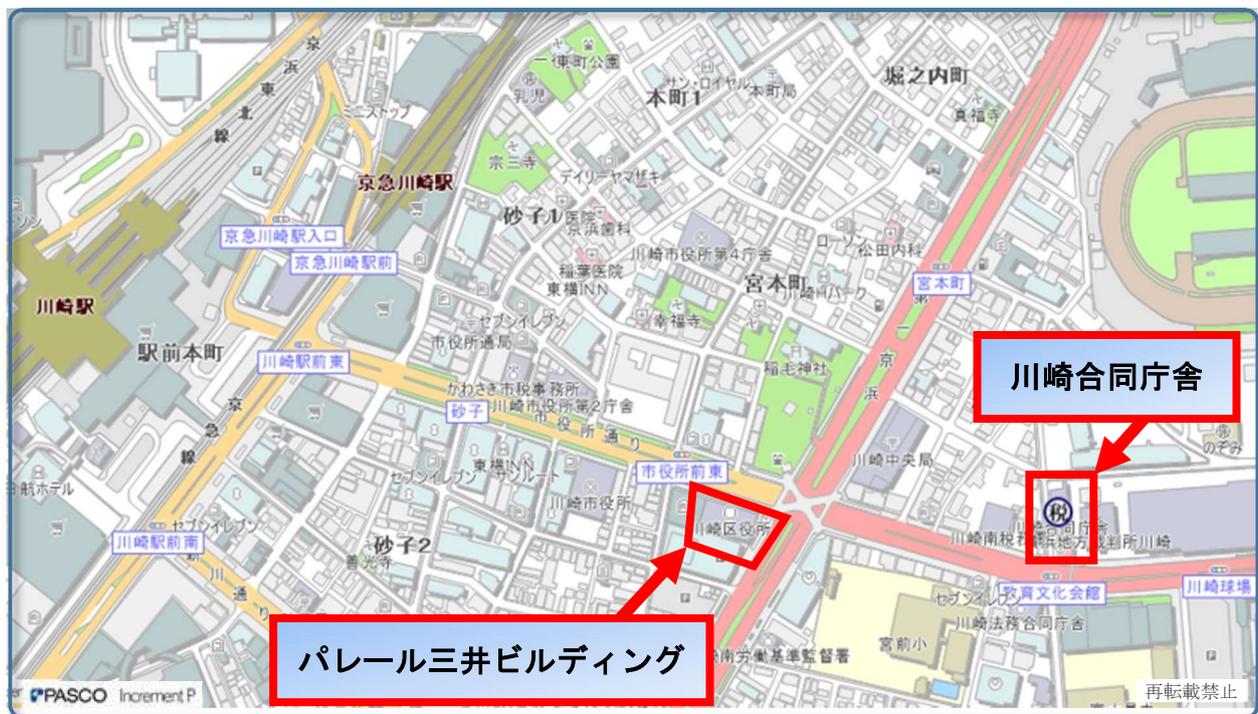
1 目的

川崎合同庁舎の老朽化等を踏まえ、川崎県税事務所を民間施設（川崎市川崎区東田町）に移転するため、所要の改正を行う。

2 内容

川崎県税事務所の位置を次のとおり変更する。

- ・現所在地：川崎市川崎区富士見1丁目1番2号（川崎合同庁舎内）
 - ・移 転 先：川崎市川崎区東田町8番地（パレール三井ビルディング内）
- ※ パレール三井ビルディングは川崎区役所が入居している建物



3 施行期日

公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日

※ 平成31年7月から8月中旬までに移転予定

問合せ先

総務局組織人材部人事企画担当課長 岡田 電話 045-285-0820

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 目 的

長時間労働の是正のための措置として、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、労働基準法が改正され、平成31年4月から、時間外労働の上限規制が導入されることとなった。

また、国家公務員においても、人事院規則において超過勤務命令の上限等を定め、平成31年4月から適用する予定となっている。

こうした状況を踏まえ、現在、本県が取り組んでいる働き方改革をより一層推進することを目的として、所要の改正を行う。

2 内 容

時間外勤務の上限等について人事委員会規則に定めるための規定を追加する。

なお、上限等の内容は、次のとおり予定している。

- (1) 時間外勤務をさせることができる限度時間を、原則、月45時間以内、年360時間以内とする。
- (2) 業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に(1)の限度時間を超えて勤務させる必要がある場合の上限時間を、月100時間未満、年720時間以内とする。
- (3) 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合は、(2)の上限時間を超えることができる。
- (4) (2)の上限時間を超えた場合は、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要があったか否かについて、事後的な検証を行う。

3 施行期日

平成31年4月1日

問合せ先

総務局組織人材部労務担当課長 塩野 電話 045-210-2155

資料 6

神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する 条例の一部を改正する条例案等の概要

1 目 的

本県の総合的なスポーツ推進拠点として再整備を進めている県立体育センターについて、平成32年4月1日から、県立スポーツセンターとして供用を開始する予定であること等に
伴い、現行条例について所要の改正を行う。

2 内 容

(1) 条例の題名等の変更

本県の総合的なスポーツ推進拠点として県立スポーツセンターの供用を開始するこ
とに伴い、条例の題名、施設の名称、設置目的等を変更する。

	改 正 後	現 行
条例の題名	神奈川県立 <u>スポーツセンター</u> 及び 神奈川県立 <u>西湘スポーツセンター</u> 条例	神奈川県立 <u>体育センター</u> 及び神奈 川県立 <u>西湘地区体育センター</u> に關 する条例
施設の名称	県立 <u>スポーツセンター</u> 県立 <u>西湘スポーツセンター</u>	県立 <u>体育センター</u> 県立 <u>西湘地区体育センター</u>
設 置 目 的	<u>スポーツを推進し、県民の誰もが生 涯にわたりスポーツを楽しみ、もっ て県民の心身の健全な発達、健康で 明るく豊かな生活及び活力ある地 域社会の実現に寄与するため</u>	<u>体育の振興を図り、県民の心身の健 全な発達に寄与するため</u>

(2) 使用料の設定

県立スポーツセンターの施設等の利用に係る使用料を定める。

(3) 利用料金の改正

県立西湘地区体育センター（平成32年4月1日から県立西湘スポーツセンター）の利
用料金について、消費税率の引上げに伴い、上限額を改める。

(4) その他

県立スポーツセンターの供用開始に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法
律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例について、所要の改正を
行う。

3 施行期日

平成32年4月1日。ただし、2(3)については平成31年10月1日。

問合せ先

スポーツ局スポーツ課長 櫻山 電話 045-285-0791

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

近年、多頭飼育崩壊による犬や猫の引取り事例が増加している。また、多頭飼育に起因する犬や猫の不適正飼育や騒音、悪臭など近隣の生活環境の悪化による苦情や相談が寄せられている。

そこで、多頭飼育に関する情報を早期に把握し、飼い主への支援や指導を可能とするため、届出義務を新設するとともに、消費税率の引上げに伴い、第一種動物取扱業登録申請手数料等を改定する。

※ 政令市（横浜市、川崎市及び相模原市）を除く県域が対象。

2 内容

(1) 届出義務の新設

- ・ 多頭飼育に起因する飼育崩壊や、生活困窮などを防ぐための飼い主への支援や指導を行うためには、多頭飼育に関する情報をできるだけ早期に把握することが重要であることから、10頭以上の犬や猫を飼育する場合の届出義務を新設する。
- ・ 未届者に対し、県が届出の提出を勧告することができることを規定する。

(2) 手数料の改定

消費税率の引上げに伴い、次の手数料について改定する。

手数料の名称	改定後	現行
第一種動物取扱業登録申請手数料	15,060円	15,040円
第一種動物取扱業登録更新申請手数料	7,560円	7,540円
第一種動物取扱業登録変更手数料	7,560円	7,540円
特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料	33,390円	33,360円
特定動物の飼養又は保管の変更の許可申請手数料	16,720円	16,700円

3 施行期日

平成31年10月1日

問合せ先

健康医療局生活衛生部動物愛護担当課長 松谷 電話 045-210-4932

II その他の提出予定議案

<平成31年度関係>

【条例の廃止】

- 神奈川県動物保護センター建設基金条例を廃止する条例
動物保護センターの建設に係る寄附募集の終了に伴い、条例を廃止する。
[健康医療局生活衛生部動物愛護担当課長 電話 045-210-4932]

【条例の改正】

- 神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例
消費税率の引上げに伴い使用料等を改定するなど、所要の改正を行う。
[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]
- 特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例
神奈川県農業改良資金会計の廃止に伴い、所要の改正を行う。
[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]
- 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制定に伴い、地域福利増進事業における土地権利等の裁定申請手数料等を新設するとともに、消費税率の引上げに伴い手数料の額を改定するため、所要の改正を行う。
[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]
- 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例
神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、新設する手数料を収入証紙により徴収するため、所要の改正を行う。
[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]
- 神奈川県県税条例の一部を改正する条例
緑税事務所の滞納整理業務体制を見直すため、知事の権限の委任に関する規定について、所要の改正を行う。
[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]
- 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例
神奈川県企業誘致推進方策(セレクト神奈川100)の取組期間を1年間延長することに伴い、同方策の一環として実施している不動産取得税の税率の軽減措置について、所要の改正を行う。
[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]
- 神奈川県文化芸術振興条例の一部を改正する条例
文化芸術振興基本法の一部改正等を踏まえ、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図ることを基本理念に規定するため、所要の改正を行う。
[国際文化観光局文化課長 電話 045-210-3800]

- 神奈川県立相模湖漕艇場条例の一部を改正する条例
ボートコースの改修による規格の変更等を行うとともに、消費税率の引上げに伴い利用料金の上限額を改定するなど、所要の改正を行う。
[スポーツ局スポーツ課長 電話 045-285-0791]
- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例
土壌汚染対策法の一部改正等に伴い、汚染土壌による埋立て等の禁止の適用除外等について、所要の改正を行う。
[環境農政局環境部大気水質課長 電話 045-210-4120]
- 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例
健康増進法の一部改正に伴い、法の規制対象となる施設について条例の適用を除外するなど、所要の改正を行う。
[健康医療局保健医療部健康増進課長 電話 045-210-4770]
- 神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
水道法施行令の一部改正に伴い、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について、所要の改正を行う。
[健康医療局生活衛生部生活衛生課長 電話 045-210-4930]
- 神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例
水道法施行令の一部改正に伴い、県営上水道の水道技術管理者等の資格について、所要の改正を行う。
[企業局水道部経営課長 電話 045-210-7210]
- 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
相原高等学校の移転に伴い、所要の改正を行う。
[教育局行政部教育施設課長 電話 045-210-8061]
- 警察組織に関する条例の一部を改正する条例
茅ヶ崎警察署の移転に伴い、所要の改正を行う。
[警察本部警務部警務課企画室副室長 電話 045-211-1212 内線2691]

【市町負担金】

- 建設事業等に対する市町負担金
県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。
[環境農政局農政部農地課長 電話 045-210-4460]
[環境農政局農政部水産課長 電話 045-210-4530]
[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

【その他】

- 包括外部監査契約の締結について
包括外部監査契約（地方自治法の規定に基づき、外部の専門家から監査を受けるための契約）を締結する。
[総務局総務室室長代理 電話 045-210-2123]

- 地方独立行政法人の徴収する料金の上限の変更の認可(2件)について
消費税率の引上げに伴う料金の改定を行うことから、地方独立行政法人の業務に関して徴収する料金の上限の変更を認可する。
 - ① 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の徴収する料金の上限の変更の認可
 - ② 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の徴収する料金の上限の変更の認可
 - ① [健康医療局保健医療部保健人材課長 電話 045-210-4742]
 - ② [産業労働局産業部産業振興課長 電話 045-210-5630]

<平成30年度関係>

【条例の改正】

- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例
個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人(6法人)を新たに指定するなど、所要の改正を行う。
[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

- 介護保険法施行条例の一部を改正する条例

受験申込者数の減少に伴い、介護支援専門員実務研修受講試験手数料等の額を改定するとともに、消費税率の引上げに伴い指定居宅サービス事業者指定申請手数料等の額を改定するため、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長 電話 045-210-4740]
[福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長 電話 045-210-4830]

- 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
医師法施行規則等の一部を改正する省令の施行等に伴い、介護医療院の管理者が衛生管理等の業務を委託する場合の基準について、所要の改正を行う。
[福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長 電話 045-210-4830]

【工事請負契約の締結】

名 称	工事の場所	請負契約者	請負契約金額
浦賀警察署新築工事 (建築) 請負契約	横須賀市久里浜 1丁目地内	松尾・コラム特定建設工事共同 企業体 代表者 株式会社 松尾工務店 代表取締役 松尾 文明	12億960万円

[警察本部総務部施設課課長代理 電話 045-211-1212 内線2261]

【市町負担金】

- 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。

[環境農政局農政部農地課長 電話 045-210-4460]
[環境農政局農政部水産課長 電話 045-210-4530]
[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

【その他】

○ 訴訟の提起について

県営住宅の不法占有者に対する建物明渡等請求訴訟

県営住宅の不法占有者に対し、建物の明渡し及び損害賠償請求等の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

○ 専決処分について承認を求めること(平成30年度補正予算3件)

県内中小企業への支援対策として、端境期に切れ目のない事業展開を図れるよう、建設事業等について、支出を伴わない債務負担行為を設定する。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]